

弁護士 坂東利国

資料集

フリーランス新法

内容

資料 1	フリーランス新法条文	2
資料 2	業務委託基本契約書（請負型）例	8
資料 3	業務委託個別契約書（請負型）例	12
資料 4	業務委託契約書（準委任型）例	13

弁護士 坂 東 利 国
 東京エクセル法律事務所

資料1 フリーランス新法条文

令和五年法律第二十五号 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
 - 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第6項第2号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- 2 この法律において「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である前項第1号に掲げる個人及び特定受託事業者である同項第2号に掲げる法人の代表者をいう。
- 3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
 - 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。
- 4 前項第1号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
 - 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 前3号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。
- 6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 個人であって、従業員を使用するもの
 - 二 法人であって、2以上の役員があり、又は従業員を使用するもの
- 7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第5条第1項第1号及び第3号並びに第8条第3項及び第4項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

第2章 特定受託事業者に係る取引の適正化

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第3条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、

書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（報酬の支払期日等）

第4条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過する日が、それ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第6項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第6項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第1項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して30日を経過する日が、それ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第1項若しくは第3項の規定により定められた支払期日又は第2項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から起算して60日（第3項の場合にあっては、30日）以内に報酬を支払わなければならない。
- 6 第3項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第5条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
 - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(申出等)

- 第6条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(中小企業庁長官の請求)

- 第7条 中小企業庁長官は、業務委託事業者について、第3条の規定に違反したかどうか又は前条第3項の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 中小企業庁長官は、特定業務委託事業者について、第4条第5項若しくは第5条第1項（第1号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定に違反したかどうか又は同条第1項（同号に係る部分に限る。）の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

- 第8条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第3条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第1項の規定による明示又は同条第2項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第4条第5項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第5条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに特定受託事業者の給付を受領すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第5条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第5条第2項の規定に違反したと認めるときは、当

該特定業務委託事業者に対し、速やかに当該特定受託事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 6 公正取引委員会は、業務委託事業者が第6条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第9条 公正取引委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 公正取引委員会は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の準用)

第10条 前条第1項の規定による命令をする場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第61条、第65条第1項及び第2項、第66条、第70条の3第3項及び第4項、第70条の6から第70条の9まで、第70条の12、第76条、第77条、第85条（第1号に係る部分に限る。）、第86条、第87条並びに第88条の規定を準用する。

(報告及び検査)

第11条 中小企業庁長官は、第7条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 公正取引委員会は、第8条及び第9条第1項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

(募集情報の的確な表示)

第12条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

- 2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第13条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第16条第1項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第2条第1項第2号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

- 2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業

者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第2条第1項第2号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

（業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等）

第14条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者（その者が第2条第1項第2号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
 - 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。
 - 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者（その者が第2条第1項第2号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（指針）

第15条 厚生労働大臣は、前3条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するため必要な指針を公表するものとする。

（解除等の予告）

第16条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。）をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 特定受託事業者が、前項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第3者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（申出等）

第17条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 第6条第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

（勧告）

第18条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第12条、第14条、第16条又は前条第3項において準用する第6条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（命令等）

第 19 条 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第 14 条に係るものと除く。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣は、前条の規定による勧告（第 14 条に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができる。

（報告及び検査）

第 20 条 厚生労働大臣は、第 18 条（第 14 条に係る部分を除く。）及び前条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、第 18 条（第 14 条に係る部分に限る。）及び前条第 3 項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。

3 第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の規定による立入検査について準用する。

第 4 章 雜則

（特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備）

第 21 条 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（指導及び助言）

第 22 条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

（厚生労働大臣の権限の委任）

第 23 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第 5 章 罰則

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 9 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。

二 第 11 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第 26 条 第 20 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料2 業務委託基本契約書(請負型)例

業務委託基本契約書【※請負型】

(※網掛けは受託者側の条項なので、委託者側で使用する場合は削除する※)

委託者である●●●●●（以下、「依頼者」という。）と受託者である●●●●●（以下、「受託者」という。）は、下記の通り業務委託基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（適用範囲）

本契約は、本契約の有効期間中に締結された委託者および受託者間の【制作／プログラミング／設計／記事作成／デザイン作成／運送／●●●●】業務（以下「本業務」という。）を委託する契約（以下「個別契約」という。）に適用される。ただし、個別契約に本契約と異なる定めがある場合は、個別契約の定めが本契約に優先して適用される。

第2条（本業務の内容等）

本業務の内容、納入物、業務期間および委託料等は個別契約において定める。

第3条（個別契約の成立）

個別契約は、委託者が、受託者に対し、本業務を業務委託個別契約書、発注書その他の書面（メールまたはこれに準じる方法を含む。以下同じ。）により注文し、受託者が、委託者に対し、書面により承諾することによって成立する。

第4条（進捗の報告）

受託者は、委託者からの請求があったときには、本件委託業務の履行の状況について、ただちに報告しなければならない。

第5条（納入）

- 受託者は、個別契約で定められた納期（以下、「納期」という。）までに、委託者の指定する方法および場所で、成果物を納入する。納入に要する費用は受託者の負担とする。
- 受託者は、納期に成果物の全部または一部を納入できない事由が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、事前にその事由および納入予定日を委託者に申し出るとともに、委託者の必要とする処置に協力する。
- 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、成果物を納期までに納入できなかつた場合には、納入の遅延により委託者に生じた損害を関連する個別契約の委託料の額を上限として賠償しなければならない。

第6条（検査）

- 委託者は、受託者から納入を受けた成果物について、速やかに、所定の仕様や個別契約等との不一致その他の不具合（以下、「不具合等」という。）の有無について検査を完了し、納入日の翌日から起算して●営業日の検査期間内に検査の結果を受託者に通知する。
- 前項の検査に合格したときをもって、個別契約の完了とし、検収とする。
- 第1項に定める検査の結果が不合格の場合、受託者は、速やかに、不具合等の修正等をしたうえで、委託者の再検査を受けるものとする。不具合等の修正等に要する費用は受託者の負担とする。
- 前項において、委託者は、納入された成果物を受託者に引き取らせることができる（以下、「返品」という。）。
- 委託者は、成果物について、第1項の期間内に通知することが困難になった場合、受託者と協議の上、検査期間の延長を行うことができるものとする。
- 委託者が受託者に検査の結果を通知しないまま、または検査期間の延長の申し出をすることなく、第1項の期間が経過したときは、検査に合格したものとする。
- 不具合が直ちに発見することができないものではある場合は、委託者は、納入された日から6か月以内に限り、返品することができる。ただし、当該成果物を使用した委託者の商品について一般消費者に6か月を超えて保証期間を定めている場合には、委託者は、当該保証期間に応じて、1年内の範囲で返品できる。

第7条（所有権の移転）

成果物の所有権は、前条に定める検査に合格した時に、受託者から委託者に移転する。

第8条（知的財産権の帰属）

- 本件委託業務の遂行の過程で行われた発明、考案等および創作等によって生じた産業財産権および著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウを含む。）については、全て委託者に帰属させるものとする。

- 2 前項に関し、受託者は、委託者に権利を帰属させるために必要となる手続を履行しなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対し、本件委託業務の遂行の過程で得られた著作物にかかる著作者人格権を行使しないことを約する。
- 4 委託者および受託者は、前各項に定める知的財産権の帰属および著作者人格権不行使の対価が委託料に含まれていることを相互に確認する。

第9条（委託料と支払期日）

- 1 委託者は、個別契約で定めた本業務の委託料を、個別契約で定めた支払期日に下記口座宛振込送金して支払う。

記

銀行名：●●銀行 ●●支店

預金種別：普通

口座番号：●●●●●●●●

口座名義：●●●●●●●●

第10条（費用負担）

本業務の遂行に要する費用は、すべて受託者が負担する。

第11条（途中終了時の委託料）

本件契約が途中で終了した場合には、委託者は、受託者に対し、それまでに遂行された委託業務の給付により委託者が利益を得る場合に限り、完成割合に応じた委託料を支払うものとする。ただし、当該本件契約の途中終了が受託者の責めに帰すべき事由による場合は、受託者は委託料を請求することはできない。

第12条（契約不適合責任）

- 1 委託者は、成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、受託者に対し、相当の期間を定めて、委託者の選択により、成果物の修補による履行の追完、または委託料の減額を請求することができる。この場合、受託者は、委託者が選択した方法と異なる方法による履行の追完を行うことはできないものとする。
- 2 前項の規定は、委託者が、成果物が契約の内容に適合しないことを理由とした損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 委託者が、成果物が契約に適合しないことを知った時から、【●か月/●年】以内にその旨を受託者に通知しなかった場合には、委託者は前2項の規定に基づく、履行の追完の請求、委託料の減額請求および契約不適合を理由とした損害賠償請求をすることができない。

第13条（知的財産権の侵害）

- 1 受託者は、成果物が、第三者の有する工業所有権、著作権その他一切の知的財産権を侵害していないことを保証する。
- 2 成果物について、第三者との間に知的財産権にかかる紛争が生じた場合、受託者は、その責任と負担においてその解決を図るものとし、委託者がこれに関して何らかの損害を被った場合には、当該損害（弁護士費用その他の紛争対応費用を含む。）を補償することとする。

第14条（第三者に対する損害）

受託者が、第三者に対し損害を与え、これによって、委託者が損害を蒙った場合、受託者は、委託者に発生した一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む。）を賠償しなければならない。

第15条（法令の遵守）

受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の関係法令に基づいて、受託者の従業員に対する雇用主としての一切の責任を負うものとし、受託者の従業員に対する本件委託業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

第16条（再委託の禁止）

- 1 受託者は、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合を除き、本業務の全部または一部を、第三者に再委託することができない。
- 2 受託者は、前項の規定により第三者に再委託する場合も、本契約および個別契約に規定する受託者の義務を免れず、かつ第三者に対しても本契約および個別契約上の義務を遵守させる義務を負う。

第17条（秘密の保持）

受託者は、本業務に関し委託者から開示された営業上または技術上の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を、正当な理由なく第三者に開示し、または本業務の遂行以外の目的で使用してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

（1）開示された時点において、既に公知であった情報

（2）開示された後に受託者の責任によらないで公知になった情報

（3）開示された時点において、受託者が既に了知していた情報

（4）正当な権限を有する第三者から、受託者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

2 委託者および受託者は、本契約の内容を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第18条（個人情報の取扱い）

- 1 受託者は、本業務に関して、委託者から個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の提供を受けた場合、関係法令およびガイドラインを遵守のうえ、当該個人情報を本業務の目的の範囲内でのみ取り扱うものとし、本業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。
- 2 前項の場合、受託者は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下、「安全管理措置」という。）を講じなければならない。
- 3 委託者は、受託者における安全管理措置の実施状況を確認するため、受託者の事前承諾を得たうえで、報告、資料の提出または監査の受入れ（以下、「報告等」という。）を求めることができ、受託者は、報告等の求めに対する承諾を正当な理由なく留保、拒絶または遅延してはならない。
- 4 委託者は、前項による報告等の結果、受託者において安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受託者に対し、改善を要求することができ、要求を受けた受託者は、安全管理措置の改善について、委託者と誠実に協議するものとする。
- 5 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、委託者に対し、直ちに通知するとともに、損害を最小限に留める措置をとるものとする。
- 6 前項の場合、委託者および受託者は、相互に協力し、関係法令およびガイドラインに従って適切な措置を講ずるものとする。
- 7 受託者は、本契約および個別契約が終了した場合は、個人情報およびその複製物を委託者に返還し、または消去するものとする。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 委託者および受託者は、それぞれ相手方に対し、自己、自己の役員、自己の株主、自己を代理または媒介する者およびその他の関係者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）その他役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 委託者および受託者は、それぞれ相手方に対し、自己、自己の役員、自己の株主、自己を代理または媒介する者およびその他の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約する。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計または威力を用いて本契約の当事者もしくはその関係者の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為

第20条（解除）

- 1 委託者または受託者は、相手方に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの

催告を要せず直ちに本契約および個別契約を解除することができる。

- (1) 関係官庁から、重要な営業について、営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手の不渡りを発生させたとき
- (3) 財産上の信用にかかる仮差押、仮処分、強制執行、競売または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生もしくは会社更生の手続が開始され、または自らそれらの申立をしたとき
- (5) 前条の規定（反社会的勢力の排除）に違反したとき
- (6) 相手方において本契約を継続しがたい重大な背信行為があった場合
- (7) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

2 委託者または受託者は、相手方が本契約または個別契約に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、本契約および個別契約を解除することができる。

第21条（損害賠償）

- 1 委託者および受託者は、本契約または個別契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対し、関連する個別契約の委託料の額を上限として損害の賠償を請求することができる。
- 2 第20条（解除）の定めによる本契約または個別契約の解除の場合でも、損害賠償の請求は妨げられない。ただし、第19条（反社会的勢力の排除）の規定に違反したことを理由とする解除の場合は、解除された者は相手方に対して損害の賠償を請求することができない。

第22条（権利義務の譲渡禁止）

委託者および受託者は、互いに相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約および個別契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約および個別契約上の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第23条（有効期間）

本契約の有効期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までとする。ただし、期間満了●か月前までに依頼者受諾者いずれからも変更または解約の申入れがない限り当然に更新されるものとし、以後も同様とする。

第24条（存続条項）

本契約の終了後も、第17条（秘密保持）、第21条（損害賠償）、第22条（権利義務の譲渡禁止）および第26条（専属的合意管轄）の各規定は有効に存続する。

第25条（規定外事項等）

本契約および個別契約に定めのない事項または本契約および個別契約の解釈に疑義が生じた場合については、本契約および個別契約の趣旨に従い、委託者および受託者が協議して円満解決に努めるものとする。

第26条（専属的合意管轄）

本契約に関する紛争については、●●地方裁判所または●●簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、調停についても同じとする。

以上、本契約締結の証として、本書を2通または本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が記名押印もしくは署名または電子署名をし、各自保管する。

●●●●年●●月●●日

依頼者 住所
氏名 (会社の場合、会社名および代表者名) 印

受託者 住所
氏名 (会社の場合、会社名および代表者名) 印

資料3 業務委託個別契約書(請負型)例

業務委託個別契約書【※請負型】

委託者である●●●●●（以下、「委託者」という。）と受託者である●●●●●（以下、「受託者」という。）は、●●●●年●●月●●日締結の業務委託基本契約（変更契約がある場合はそれを含む。以下、「基本契約」という。）に基づき委託する業務（以下、「本業務」という。）の具体的な内容および条件を定めることを目的として、下記の通り業務委託個別契約（以下、「個別契約」という。）を締結する。なお、個別契約に記載のない取引条件等については、基本契約に定めるところに従う。

第1条（委託業務の内容）

委託者は、受託者に対し、以下の内容で本業務を委託する。

- (1) 契約件名：【制作／プログラミング／設計／記事作成／デザイン作成／運送／●●●●】業務
- (2) 契約形態：請負契約
- (3) 委託料：【●●●円（税別／内税）／別紙記載のとおり。（※具体的な委託料額を記載するところが難しい場合は、単価など、委託料の算定根拠となる事項が確定すれば具体的な金額が自動的に確定する算定方法を記載する）】
- 支払期日：【●●●年●●月●●日／基本契約で定める検収の日が属する月の翌月末日（※支払期日は給付の受領日から起算して60日以内としなければならない）
- (4) 業務内容：（給付の内容）
- (5) 成果物：（品目、品種、数量、規格、仕様等）
- (6) 納期：（給付を受領する期日）
- (10) 納入方法：（持参／郵送／メール送付 等）
- (11) 納入場所：（メールによる納入の場合はメールアドレス）
- (9) 検査期間：納入日（検査期間を延長した場合は延長した期間の満了日）の翌日から起算して● 営業日
- (10) 現場責任者：
- (11) 未定事項：第(3)号ないし第(9)号のうち、個別契約締結時においてその内容が定められない事項（以下、「未定事項」という。）について、内容が定められない理由は（ ）であり、未定事項の内容を定めることとなる予定期日は●●●●年●●月●●日である。

第2条 委託者は、未定事項の内容が定められた場合には、直ちに、当該事項を書面または電磁的方法のうち委託者が選択した方法により受託者に通知するものとする。

以上、個別契約締結の証として、本書を2通または本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が記名押印もしくは署名または電子署名をし、各自保管する。

●●●●年●●月●●日

依頼者	住所		
	氏名	（会社の場合、会社名および代表者名）	印
受託者	住所		
	氏名	（会社の場合、会社名および代表者名）	印

資料4 業務委託契約書(準委任型)例

業務委託契約書

委託者である●●●●●（以下、「依頼者」という。）と受託者である●●●●●（以下、「受託者」という。）は、下記の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的等）

本契約記載の各条項に基づき、委託者は、受託者に対し第2条で定める委託業務（以下、「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条（委託業務）

- 1 本業務の内容は、別紙「業務委託仕様書」によるものとする。
- 2 本業務以外に発生する個別契約について、本契約と異なる定めがある場合、その異なる部分については個別契約の定めるところによる。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までとする。ただし、期間満了1カ月前までに依頼者受諾者いずれからも変更または解約の申入れがない限り当然に更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（報酬等）

- 1 委託者は、報酬として、【月額金●万円（消費税別。源泉所得税は控除。以下、金額につき同じ。）／別紙「業務委託仕様書」に定めた額】を支払う。
- 2 委託者は、当月分の報酬を、当月末日までに下記口座宛振込送金して支払うものとする。送金手数料は依頼者の負担とする。

記

銀行名：●●銀行 ●●支店

預金種別：普通

口座番号：●●●●●●●●

口座名義：●●●●●●●

- 3 報酬の額は、本件業務の範囲の変更、本業務の処理に要した執務時間の実績その他の状況に応じて、委託者と受託者とで協議の上、変更することができる。

第5条（相互の協力）

- 1 委託者および受託者は、本業務の処理に相互に協力し合うものとする。
- 2 受託者は、委託者より請求を受けた場合は、業務の遂行状況その他の本件業務に関して委託者が要求した事項につき、委託者に対し、遅滞なく、適宜の方法で報告しなければならない。
- 3 委託者は、本業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下「資料等」という。）を、その責任と費用負担において受託者に提供しなければならない。
- 4 委託者は、受託者より請求を受けた資料等を速やかに受託者に提出しなければならない。
- 5 前項による資料等の提出が受託者の正確な業務遂行に要する期間の経過後となったことに基づく不利益ならびに委託者による資料等の提供の不足、誤りその他の瑕疵に基づく不利益は、委託者において負担する。
- 6 受託者は、本業務の遂行に必要な委託者保存にかかる資料等を閲覧できるものとする。

第6条（再委託）

- 1 受託者は、委託者による事前の承諾がある場合には、本業務の全部または一部を第三者（本業務の遂行に資格を要する場合は有資格者に限る）に再委託することができる。
- 2 前項の場合、受託者は、当該再委託先との間で再委託にかかる本業務を遂行させることについて、本契約に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同等以上の義務を再委託先に負わせる契約を締結しなければならない。
- 3 第1項の場合、受託者は、本業務に関する再委託先の一切の行為について、自ら為した場合と同様の責任を委託者に対して負う。

第7条（秘密の保持）

- 1 受託者は、本業務に関し委託者から開示された営業上または技術上の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を、正当な理由なく第三者に開示し、または本業務の遂行以外の目的で使用してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

(1) 開示された時点において、既に公知であった情報

(2) 開示された後に受託者の責任によらないで公知になった情報

(3) 開示された時点において、受託者が既に了知していた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から、受託者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

2 委託者および受託者は、本契約の内容を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第8条（個人情報および特定個人情報の取扱い）

1 受託者は、本業務に関して、委託者から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の提供を受けた場合、関係法令およびガイドラインを遵守のうえ、当該個人情報を本業務の目的の範囲内でのみ取り扱うものとし、本業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。

2 前項の場合、受託者は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 受託者は、委託者から特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に定めるものをいう。以下同じ。）の提供を受けた場合、関係法令およびガイドラインを遵守のうえ、当該特定個人情報を本業務に含まれる個人番号関係事務を処理するために必要な範囲内でのみ取り扱うものとし、その目的以外にこれを取り扱ってはならない。

4 前項の場合、受託者は、特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

5 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報または特定個人情報（以下、「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、委託者に対し、直ちに通知するとともに、損害を最小限に留める措置をとるものとする。

6 前項の場合、委託者および受託者は、相互に協力し、関係法令およびガイドラインに従って適切な措置を講ずるものとする。

7 受託者は、本契約が終了した場合は、個人情報等およびその複製物を委託者に返還し、または消去するものとする。

第9条（支払遅滞の効果）

1 委託者が報酬その他の受託者に支払うべきものの支払いを遅滞したときは、受託者は、本業務に着手せずまたはその処理を中止することができる。

2 委託者が報酬その他の受託者に支払うべきものの支払いを遅滞したときは、受託者は本業務に關して保管中の資料等を依頼者に引き渡さないことができる。

第10条（反社会的勢力の排除）

1 委託者および受託者は、それぞれ相手方に対し、自己、自己の役員、自己の株主、自己を代理または媒介する者およびその他の関係者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 委託者および受託者は、それぞれ相手方に対し、自己、自己の役員、自己の株主、自己を代理または媒介する者およびその他の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本契約の当事者もしくはその関係者の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第11条 (解除)

- 1 委託者または受託者は、相手方に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 関係官庁から、重要な営業について、営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手の不渡りを発生させたとき
 - (3) 財産上の信用にかかる仮差押、仮処分、強制執行、競売または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産、民事再生もしくは会社更生の手続が開始され、または自らそれらの申立をしたとき
 - (5) 前条の規定（反社会的勢力の排除）に違反したとき
 - (6) 相手方において本契約を継続しがたい重大な背信行為があった場合
 - (7) その他前各号に準ずる事由が生じたとき
- 2 委託者または受託者は、相手方が本契約に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

第12条 (中途終了の処理)

- 1 本業務の処理が中途で終了したときは、受託者は、委託者と協議の上、本業務の処理の程度に応じて、受領済みの報酬の全部もしくは一部を返還し、または報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。
- 2 前項において、本契約の終了につき、受託者のみに重大な責任があるときは、受託者は受領済みの報酬の全部を返還しなければならない。ただし、受託者が既に本業務の重要な部分の処理を終了しているときは、受託者は、委託者と協議の上、その全部または一部を返還しないことができる。
- 3 第1項において、本契約の終了につき、受託者に責任がないにもかかわらず委託者が受託者の同意なく本業務を終了させたとき、委託者が故意または重大な過失により本業務の処理を不能にしたとき、その他委託者に重大な責任があるときは、受託者は、報酬の全部を請求することができる。ただし、受託者が本業務の重大な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第13条 (損害賠償)

- 1 委託者および受託者は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。
- 2 前項にかかるわらず、第10条（反社会的勢力の排除）の規定に違反したことを理由とする解除の場合は、解除された者は相手方に対して損害の賠償を請求することができない。

第14条 (権利義務の譲渡禁止)

委託者および受託者は、互いに相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第16条 (存続条項)

本契約の終了後も、第7条（秘密保持）、第13条（損害賠償）、第14条（権利義務の譲渡禁止）および第16条（専属的合意管轄）の各規定は有効に存続する。

第15条 (規定外事項等)

本契約書に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い、委託者および受託者が協議して円満解決に努めるものとする。

第16条 (管轄)

本契約に関する紛争については、●●地方裁判所または●●簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、調停についても同じとする。

以上、本契約締結の証として、本書を2通または本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が記名押印もしくは署名または電子署名をし、各自保管する。

●●●●年●●月●●日

依頼者 住所

氏名 (会社の場合、会社名および代表者名) 印

受託者 住所
氏名 (会社の場合、会社名および代表者名) 印

委託業務の範囲及び報酬の内訳書

<顧問報酬その他の月次報酬>

報酬細目	金額(月額 税別)	摘要
顧問報酬	円	別紙顧問契約の範囲(顧問業務)による
(給与計算)勤怠集計	円	月額基本料 円+1人@ 円
(給与計算)給与計算	円	月額基本料 円+1人@ 円
合計(A)	円	
消費税(B)	円	(A) × 10%
源泉所得税(C)	(▲) 円	(A) × 10.21%
月額差引請求額	円	(A) + (B) - (C)

<個別業務> 1件毎に依頼をされる業務

報酬細目	金額(税別)	摘要
社会保険算定	円	基本料 円+1人@ 円
社会保険月額変更	円	基本料 円+1人@ 円
労働保険年度更新	円	基本料 円+1人@ 円
社会保険給付 労災給付手続き		*基本手続きは、顧問報酬に含む。 ただし複雑な手続きは別途お見積もり
就業規則作成、届出		別途お見積もり
労使協定の作成、届出		別途お見積もり
年金裁定請求		別途お見積もり
助成金申請手続き		別途お見積もり
賃金台帳作成		別途お見積もり
労働者名簿作成		別途お見積もり
人事制度作成		別途お見積もり

*ご請求額は、消費税は別途加算し源泉所得税を控除した額になります。

<旅費、日当、宿泊費>

旅費	交通費実費	指定席代等を含む
日当	円	1日当たり
宿泊費	円	1日当たり

(報酬等の支払方法) 報酬の支払は、当月分当月末日までに振り込みとします。

振込先名

銀行 支店 口座種類 No.

口座名義

<別紙> **業務委託仕様書****1. 顧問業務**

- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関する手続。
- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく事業所及び被保険者の変更に関する手続。
- 健康保険法に基づく給付に関する手続。(第三者行為災害を除く)
- 雇用保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関する手続。
- 労働者災害補償保険法に基づく給付に関する手続。(第三者行為災害を除く)
- 上記の委託業務に関する行政官庁の事業所調査における立会い・代理出席。
 - ・2時間以内に終了するものに限る。2時間を超えるものの報酬は別途協議する。
 - ・調査の種類は委託業務に関するものに限る。
- 事業運営において必要とする労働・社会保険諸法令に基づく一般的な手続・相談。
- 事業運営において必要とする一般的な雇用管理・労務管理等に関する相談・指導。

(顧問料の目安)

人員	報酬月額	人員	報酬月額	人員	報酬月額
4人以下	円	50~69人	円	250~299人	円
5~9人	円	70~99人	円	300~349人	円
10~19人	円	100~149人	円	350~399人	円
20~29人	円	150~199人	円	400~499人	円
30~49人	円	200~249人	円	500人以上	別途協議

(注1) 人員は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数です。

2. 個別業務(手続ごとに委託され、別途報酬を必要とします。)

- 給与計算業務
- 社会保険定時決定、月額変更における手続。
- 労働保険料の概算・確定に関する事務。
- 各種助成金の申請手続。
- 就業規則等各種規程の作成・改定
 - (就業規則の記載事項調査、相談は顧問業務に含む)。
- 賃金制度等人事管理制度構築に関する相談・指導・構築。
 - (簡易的な相談は顧問契約に含む)
- 2時間を超えるもの、もしくは委託業務に関する行政官庁の事業所調査への立会い・代理出席。
- 労働・社会保険諸法令に基づく手続で、通常の範囲を超えて複雑なもの。
- 雇用管理・労務管理等に関する相談・指導であって、通常の範囲を超えて複雑なもの。
- 厚生年金保険法、国民年金法等に基づく各種年金の請求手続(社員の個人的手続に該当)。
- 第三者行為災害手続き (通常の範囲を超えて複雑なもの)